

納税証明書・非課税証明書を取得する際の注意事項

自治体が新年度の住民税の賦課計算を行う時期は、例年6月くらいとなっているため、6月までは新年度の納税証明書または住民税非課税の方は非課税証明書（以下、「納税証明書等」といいます。）が取得できないことがあります。

したがって、6月までに納税証明書等を取得される場合は、該当の自治体の窓口を確認の上、旧年度の納税証明書等を取得してください。

【例】

○令和7年6月までに納税証明書等の取得を行う場合

【取得場所】 令和6年1月1日時点で住民票のあった自治体

【対象期間】 令和5年1月1日～令和5年12月31日までの収入等に対し
税額計算がされたもの

【証明年度】 令和6年度

○令和7年7月以降、納税証明書等の取得を行う場合

【取得場所】 令和7年1月1日時点で住民票のあった自治体

【対象期間】 令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入等に対し
税額計算がされたもの

【証明年度】 令和7年度

※ 令和6年1月1日から令和6年12月1日までの間に青梅市にご転入された方は、令和7年7月以降、青梅市（令和7年1月1日時点で住民票のある自治体）で証明書の取得が可能となります。（納税証明書は収納課窓口、非課税証明書の場合は、課税課窓口となります。）